内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年４月１日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論中第３節を第４節とし、第２節の次に次のように加える。

第３節　防災基本計画及び内閣府防災業務計画との関係

○　この計画に定めるもののほか、国民保護法第105条第７項第１号に定める武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第８号に規定する防災基本計画をいう。）原子力災害対策編及び内閣府防災業務計画（平成13年６月４日内閣総理大臣決定）の定めの例により行うものとする。

第２章第２節中２を３とし、１を２とし、同節に１として次のように加える。

１　武力攻撃原子力災害への対処

内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力防災を担当する副大臣及び大臣政務官並びに政策統括官（原子力防災担当）が行う武力攻撃原子力災害への対処については、本計画の他の規定にかかわらず、本項の規定に基づき措置を実施する。

⑴　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

①　関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

②　国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、政策統括官（原子力防災担当）が実施する武力攻撃原子力災害への対応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

③　武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、武力攻撃原子力災害への対応措置については、これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行うものとする。

⑵　武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

①　原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部

㋐　原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部の設置

次に掲げるときは、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部（以下「武力攻撃原子力災害対策本部」という。）を設置する。

・原子力規制委員会が、国民保護法第105条第１項の規定により原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第９条第１項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を受けたとき

・原子力規制委員会が、国民保護法第105条第３項の規定により都道府県知事、市町村長及び関係隣接都道府県知事から同条第１項に規定する事実があると認めた旨の通報を受けたとき

・国民保護法第105条第１項に規定する事実があると認めるとき

㋑　武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営

武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定）、内閣府防災業務計画、原子力規制委員会防災業務計画（平成24年９月19日原子力規制委員会決定）等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に関する定めに準じるものとする。

㋒　武力攻撃原子力災害対策本部の事務

武力攻撃原子力災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。

・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。

・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。

・武力攻撃原子力災害に係る被害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

㋓　武力攻撃原子力災害対策本部の廃止

武力攻撃原子力災害対策本部の長は、武力攻撃原子力災害に関する被害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに武力攻撃原子力災害対策本部を廃止する。

②　原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部

㋐　原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

武力攻撃原子力災害に係る武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の所在地域における緊急事態応急対策等拠点施設（原子力防災の拠点となる施設として原子力事業所ごとにあらかじめ指定した施設をいう。以下同じ。）又はその代替施設に、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「武力攻撃現地対策本部」という。）を設置する。ただし、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設が被災した場合その他必要があると認めるときは、国民保護対策本部との連携等を考慮の上、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の周辺地域又は他の地域に武力攻撃現地対策本部を設置する。

㋑　武力攻撃現地対策本部の組織及び運営

武力攻撃現地対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル、内閣府防災業務計画、原子力防災業務計画等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部に関する定めに準じるものとする。

㋒　武力攻撃現地対策本部の事務

武力攻撃現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・関係機関等との連絡・調整に関すること。

・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。

・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。

・その他武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

㋓　武力攻撃現地対策本部の廃止

武力攻撃現地対策本部の長は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに武力攻撃現地対策本部を廃止する。

③　連絡体制及び参集体制の整備

㋐　情報の収集・連絡体制の整備

政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と協力し、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑に行うため、専用回線網等の維持・整備を行う。

㋑　参集体制の確立

武力攻撃原子力災害が発生した場合において、迅速かつ的確に初動体制を構築するための政策統括官（原子力防災担当）の職員の参集基準については、内閣府防災業務計画の定めに準ずることとする。